

神奈川大学試験不正行為等取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、神奈川大学履修規程第7条に基づき、試験における不正行為について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 他人に受験を依頼する行為又はこれを引き受ける行為
- (2) 他人と答案を交換する行為
- (3) 言語、動作又は電子機器等により他人に連絡をする行為又は連絡を受ける行為
- (4) 他人の答案を書き写す行為又は他人に自己の答案を見せる行為
- (5) カンニングペーパーを使用する行為
- (6) 所持品、電子機器、身体、机又は壁等に書き込みをする行為
- (7) 使用が許可されていないノート、書籍、電子機器その他の物品（次号において単に「物品」という。）を使用する行為
- (8) 使用が許可された物品を貸借等する行為
- (9) その他試験監督者の指示に従わず、又は公正な試験を妨げると認められる行為

（不正行為の確認）

第3条 試験監督者は、不正行為を発見した場合、その受験者の受験を直ちに中止させ、この受験者を同行して学修進路支援委員会に報告するものとする。

- 2 学修進路支援委員会は、不正行為に関する事実の確認を行うものとする。
- 3 学修進路支援委員会は、不正行為を行ったことが確認された場合、その受験者に始末書を提出させるものとする。
- 4 不正行為に係る答案、始末書、証拠品等の保管等の取扱いについては、学修進路支援委員会が定める。

（不正行為等を行った者の成績の取扱い）

第4条 不正行為を行った者の成績については、当該試験期間の全試験科目を無効とする。

- 2 学修進路支援委員会は、不正行為を行った者の氏名、学生証番号及び当該不正行為の態様並びに成績の取扱いを記載した報告書を作成し、これを学生生活支援委員会に提出しなければならない。
- 3 学修進路支援部長は、前項の取扱いについて速やかに学長及び当該学部長に報告しなければならない。
- 4 不正行為に関する事実の確認において、それが過失又は錯誤に基づくものであると判断された場合は、不正行為扱いとしない。ただし、当該科目の成績を無効とする。
- 5 前4項の規定は、試験終了後に不正行為が発覚した場合においても適用する。

（処分）

第5条 不正行為を行った者は、学則第56条に基づき、次のとおり懲戒する。

- (1) 不正行為が単純なものと認められるとき 戒告
- (2) 不正行為が悪質と認められるとき 停学
- (3) 不正行為が二度にわたったとき 退学

（所管）

第6条 不正行為を行った者の成績取扱いに関する事務は、教務課及び平塚教務課が所管する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日在籍者から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。